

トルコ株式オープン

愛称:メルハバ

追加型投信／海外／株式

ファンドは特化型運用を行います。



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は右記の委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、右記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

SOMPOアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第351号

設立年月日：1986年2月25日

資本金：1,550百万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額：2,007,353百万円
(2026年7月末現在)

■照会先

ホームページ：<https://www.sompo-am.co.jp/>

電話番号：0120-69-5432

(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

受託会社 ファンドの財産の保管及び管理を行う者

みずほ信託銀行株式会社

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	海外	株式

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	欧州	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページをご参照ください。

(<https://www.imaj.or.jp/>)

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「トルコ株式オープン」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年10月23日に関東財務局長に提出し、2026年10月24日にその効力が発生しております。
- 当ファンドは、投資信託約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ご投資家のみなさまへ

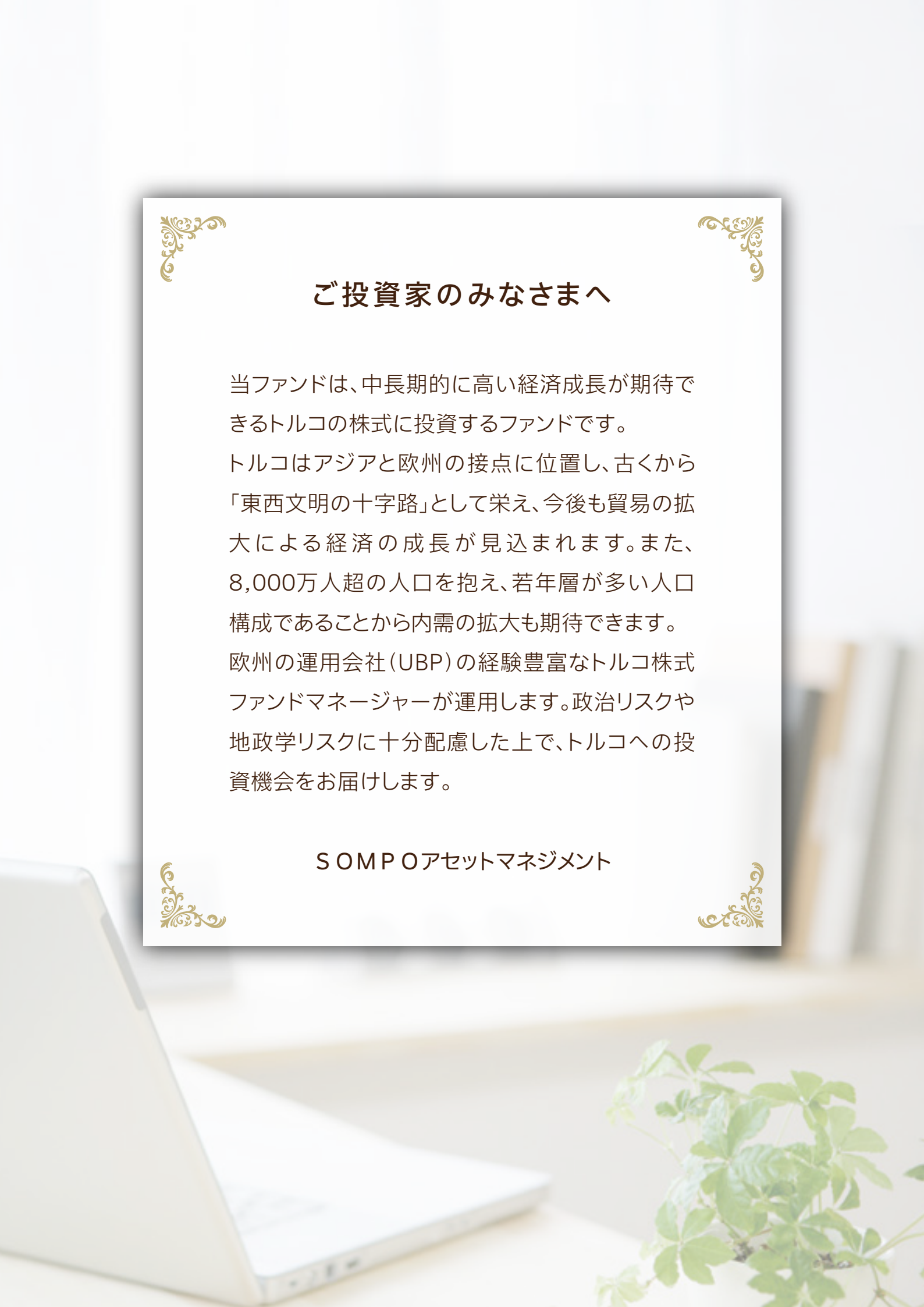
当ファンドは、中長期的に高い経済成長が期待できるトルコの株式に投資するファンドです。

トルコはアジアと欧州の接点に位置し、古くから「東西文明の十字路」として栄え、今後も貿易の拡大による経済の成長が見込まれます。また、8,000万人超の人口を抱え、若年層が多い人口構成であることから内需の拡大も期待できます。

欧州の運用会社(UBP)の経験豊富なトルコ株式ファンドマネージャーが運用します。政治リスクや地政学リスクに十分配慮した上で、トルコへの投資機会をお届けします。



SOMPOアセットマネジメント



ファンドの目的・特色

● ファンドの目的

トルコ株式を実質的な主要投資対象として、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

● ファンドの特色

1 トルコ株式を実質的な主要投資対象とします。

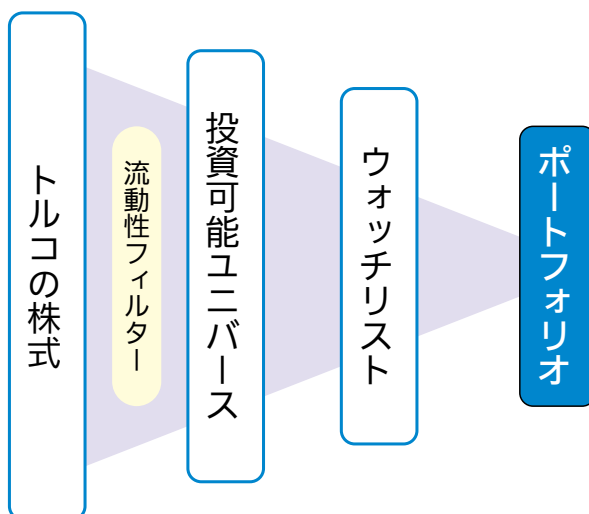
2 収益性、成長性、安定性などを総合的に勘案して、トルコ株式を選別します。

- ・ マザーファンド^{*}のトルコ株式の運用の指図に関する権限をユニオン バンケール プリヴェ ユーケー リミテッドに委託します。

※マザーファンドについては、後掲「ファンドの仕組み」をご参照下さい。

- ・ 株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。
なお、市況動向によっては、一時的に株式実質組入比率を引き下げることがあります。
- ・ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ポートフォリオ構築のプロセス



＜銘柄選定のポイント＞

- 成長セクター企業、もしくは、成熟度の高いセクターで地位を確立した企業
- 商品性・サービス・販売網で優位性のある企業
- 経営戦略が明確な経営陣であり、環境変化に対応できる柔軟性を持っている企業
- 低い負債比率と高いキャッシュフローを有する、バランスシートが健全な企業
- 企業価値に対して株価が割安な企業

ファンドの目的・特色



実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ユニオン バンケール プリヴェ ユーケー リミテッドについて

- ・ユニオン バンケール プリヴェ ユーケー リミテッドは、ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピーエスエーの完全子会社です。
- ・同社は、富裕層や機関投資家を対象に、ウェルス・マネジメント(資産運用・資産管理)および運用ソリューションを提供するプライベートバンクです。(2026年6月末現在)

ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピーエスエーについて

- ・スイスを代表する資産運用会社の一つ
- ・1969年スイスで設立。現在、グローバルに32拠点を展開
- ・運用資産額:1,935億スイスフラン(約38兆8,838億円)
- ・世界の個人投資家・機関投資家に様々な運用戦略を提供(2026年6月末現在)

※運用委託先の名称等は、今後変更となる場合があります。

- ・当ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、一般社団法人資産運用業協会規則に定められたものであり、支配的な銘柄※が存在するファンドをいいます。

※支配的な銘柄とは、寄与度(投資対象候補銘柄の時価総額に占める一発行体あたりの時価総額の構成割合、またはベンチマークにおける一発行体あたりの構成割合。以下同じ。)が10%を超える、またはを超える可能性が高いものをいいます。

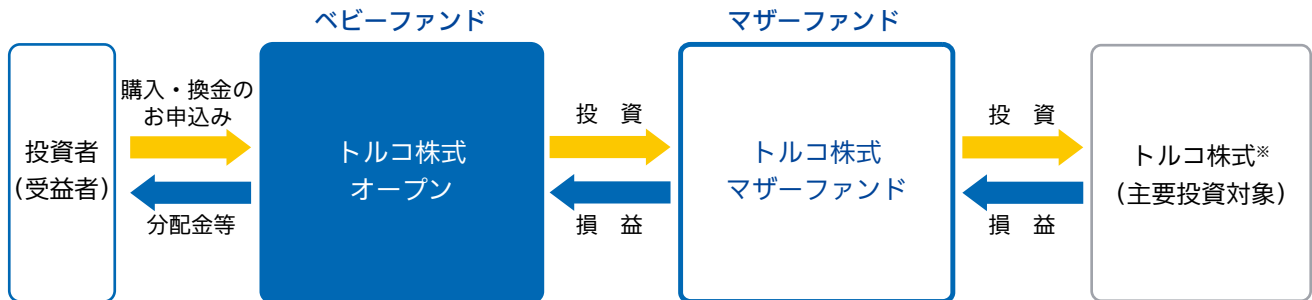
- ・当ファンドの実質的な投資対象はトルコ株式市場です。同市場を代表する指数には、構成比率が10%を超える可能性の高い銘柄が存在します。当ファンドの運用にあたっては、同一銘柄を純資産総額の10%を超えて組入れる可能性があり、特定の銘柄への投資が集中することによって、その銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」(当ファンド)とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



※主としてイスタンブール証券取引所上場株式に投資します。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以内とします。
- 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

分配方針

毎決算時(原則として1月25日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

決算期におけるファンドの運用成果*をもとに、分配を行うことを目指すファンドです。

※運用成果には、インカム収入とキャピタルゲイン・ロスの両方を考慮します。

インカム収入とは株式の配当収入等、キャピタルゲイン・ロスとは値上がり益・値下がり損をいいます。

・ファンドに蓄積された過去の運用成果(分配原資)を加味する場合があります。

投資リスク

● 基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属いたします。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

● 当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

☒ 価格変動リスク	株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
☒ 信用リスク	株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。
☒ 流動性リスク	国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。
☒ カントリーリスク	一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。
☒ 為替変動リスク	外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。 為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

投資リスク



銘柄集中 投資のリスク

当ファンドの投資対象には、寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

その他の留意点

- クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を受ける場合があります。
- 運用委託先に関わる留意点
トルコ株式等の運用委託先の運用担当者、運用体制、組織等に大きな変更がある場合は、委託先の変更やファンドの運営が困難になる等の可能性があります。

リスクの管理体制

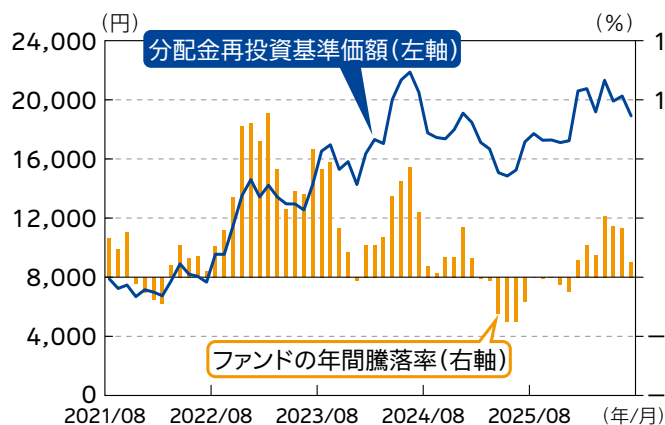
委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に対する取組方針に基づき、運用担当部から独立した部署及び社内委員会において運用に関する各種リスク管理を行います。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策等を策定しています。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、担当役員が監督し、管理状況およびその有効性等については、定期的に社内委員会に報告されます。

投資リスク

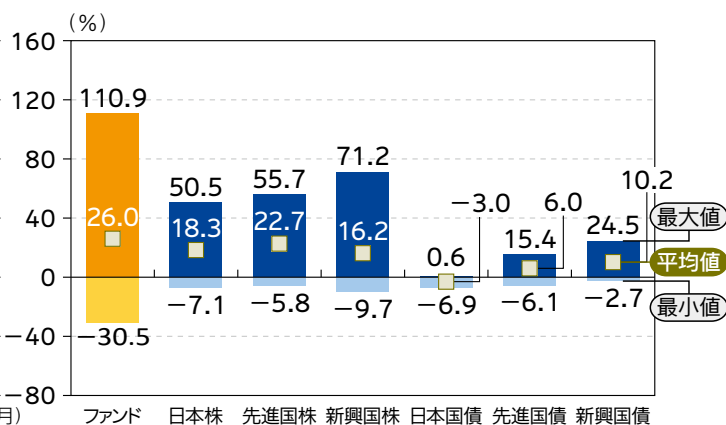
参考情報

ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移



2021年8月～2026年7月

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



2021年8月～2026年7月

- 上記は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 上記は、期間5年の各月末におけるグラフになります。
- 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

代表的な資産クラスの指数

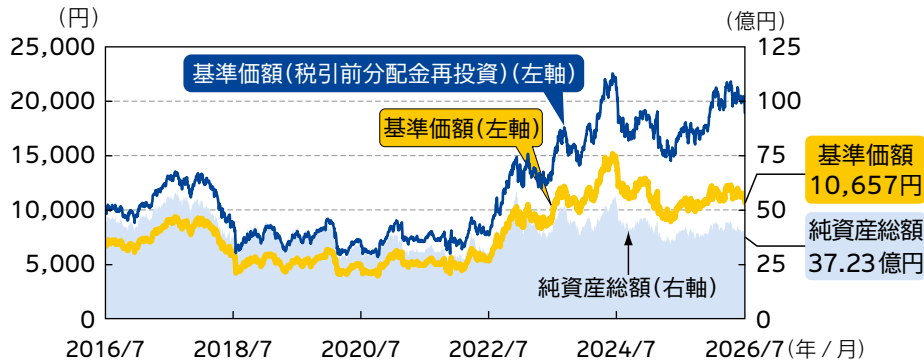
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに委託会社が独自に円換算しています。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	J P モルガン G B I - E M グローバル・ディバースファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、J P モルガン G B I - E M グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

運用実績

基準日:2026年7月31日

基準価額・純資産の推移 2016/07/29 ~ 2026/07/31



- 基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しています。
- 基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移

2022年01月	0円
2023年01月	0円
2024年01月	300円
2025年01月	1,100円
2026年01月	1,000円
設定来累計	7,000円

● 1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

トルコ株式オープン

資産別構成	
資産の種類	純資産比
トルコ株式マザーファンド	98.61%
コール・ローン等	1.39%
合 計	100.00%

トルコ株式マザーファンド

資産別構成	
資産の種類	純資産比
株式	99.04%
投資証券等	0.48%
コール・ローン等	0.49%
合 計	100.00%

組入上位5業種

	業 種	純資産比
1	資本財・サービス	34.9%
2	金融	16.6%
3	生活必需品	13.4%
4	素材	10.0%
5	一般消費財・サービス	9.3%

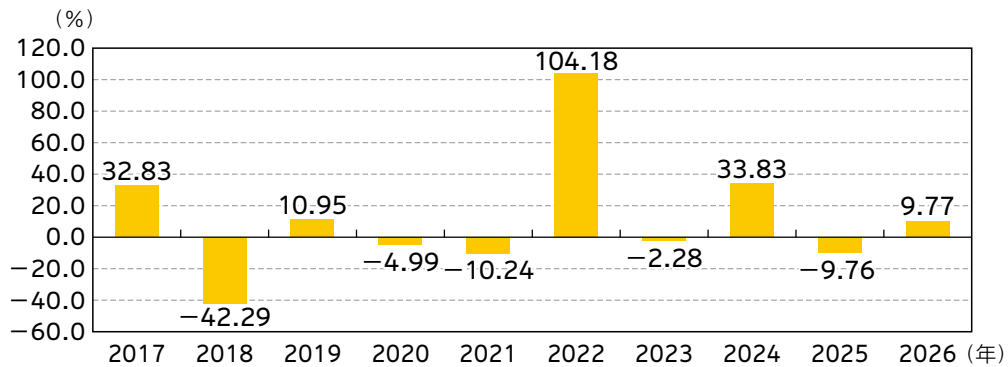
組入上位10銘柄

	銘柄名	通貨	発行国/地域	業 種	純資産比
1	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	トルコ・リラ	トルコ	資本財・サービス	11.7%
2	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	トルコ・リラ	トルコ	生活必需品	8.5%
3	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	トルコ・リラ	トルコ	エネルギー	8.1%
4	TURK HAVA YOLLARI AO	トルコ・リラ	トルコ	資本財・サービス	6.9%
5	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	トルコ・リラ	トルコ	素材	5.8%
6	AKBANK T.A.S.	トルコ・リラ	トルコ	金融	4.7%
7	KOC HOLDING AS	トルコ・リラ	トルコ	資本財・サービス	4.4%
8	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	トルコ・リラ	トルコ	コミュニケーション・サービス	3.9%
9	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI	トルコ・リラ	トルコ	資本財・サービス	3.6%
10	HACI OMER SABANCI HOLDING	トルコ・リラ	トルコ	金融	3.5%
組入銘柄数			42銘柄		

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

運用実績

● 年間収益率の推移（暦年ベース）



- ファンドの年間収益率は基準価額(税引前分配金再投資)を使用して計算しています。
- 2026年は年初から基準日までの収益率です。
- 当ファンドはベンチマークを設定していません。

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

手 続 ・ 手 数 料 等

お申込みメモ

購 入 時	
購 入 単 位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が定める日までにお支払いください。

換 金 時	
換 金 単 位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換 金 価 額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換 金 代 金	換金請求受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。 有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。

申 込 に つ い て	
申 込 不 可 日	<ul style="list-style-type: none"> ● ロンドンの銀行休業日 ● イスタンブール証券取引所の休業日(半日休業日を含みます。) ● イスラム暦に基づくトルコの休日(砂糖祭と犠牲祭)の期間および当該期間開始日より4営業日前までの期間
申 込 締 切 時 間	<p>原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。</p> <p>※受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。</p>
購 入 の 申 込 期 間	<p>2026年10月24日から2027年4月23日まで</p> <p>※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。</p>
換 金 制 限	<p>いずれかの解約日において解約請求の口数の合計が、その解約日における受益権の総口数の10%を超える場合、委託会社の裁量で全部または一部の解約に制約を設けることができます。</p> <p>また、ファンドの資金管理を円滑に行うため、金融市場の状況によっては、1日1件1億円を超える換金のお申込みにはご対応できない場合があります。</p>
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	<p>以下の事態※が発生したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。</p> <p>※取得申込者の申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等、その他やむを得ない事情があると委託会社が判断したとき</p>

手 続 ・ 手 数 料 等

決 算 ・ 分 配	
決 算 日	原則 1 月25日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	<p>毎決算時(年 1 回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。</p> <p>※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。</p> <p>販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。</p> <p>各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。</p>
そ の 他	
信 託 期 間	無期限(設定日 2006年 5 月31日)
繰 上 償 還	<p>次のいずれかの場合には、繰上償還させることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ 繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき ・ やむを得ない事情が発生したとき
信託金の限度額	2,000億円
公 告	委託会社のホームページ(https://www.sompo-am.co.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	原則、毎決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	<ul style="list-style-type: none"> ● 課税上は株式投資信託として取扱われます。 ● 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ● 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

手 続 ・ 手 数 料 等

● ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購 入 時 手 数 料	購入価額に 3.3%(税抜3.0%)を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価になります。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
-------------	---

信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じた額です。
---------	---

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.98%(税抜1.80%) を乗じた額です。運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。
------------------	--

支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容
委託会社	年率1.00%	ファンドの運用の対価
販売会社	年率0.70%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.10%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※委託会社の報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限を委託した、ユニオン バンケール プリヴェ ユーケー リミテッドへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の額は、当ファンドの信託財産に属するマザーファンドの時価総額に当該計算期間を通じ、毎日、年率0.60%を乗じた額とします。〔ファンドの運用の対価〕

その他の費用・ 手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 <ul style="list-style-type: none">・監査法人に支払うファンド監査にかかる費用・有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料・外国における有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用・信託財産に関する租税 等 ※上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
----------------	---

● 当該手数料等の合計額については、投資者のみなさまがファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

手 続 ・ 手 数 料 等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合

一定額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2026年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

- 直近の運用報告書の作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下のとおりです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
2.46%	1.98%	0.48%

※対象期間は2025年1月28日から2026年1月26日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。